

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 (昭和47年 5 月22日 条例第29号) 第1条 略 (普通財産の交換) 第2条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、<u>価格</u>の差額がその高価なものの<u>価格</u>の6分の1を超えるときは、この限りでない。 (1)及び(2) 略 2 前項の規定により交換する場合において、その<u>価格</u>が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。 (普通財産の譲与又は減額譲渡) 第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価より低い<u>価格</u>で譲渡することができる。 (1)～(3) 略 (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄付を受けるため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄付を受けた財産の<u>価格</u>に相当する金額の範囲内において当該寄付者又はその相続人<u>その他</u>包括承継人に譲渡するとき。 (普通財産の無償貸付又は減額貸付) 第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い<u>価格</u>で貸し付けることができる。 (1) 略	○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 (昭和47年 5 月22日 条例第29号) 第1条 略 (普通財産の交換) 第2条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、<u>価額</u>の差額がその高価なものの<u>価額</u>の6分の1を超えるときは、この限りでない。 (1)及び(2) 略 2 前項の規定により交換する場合において、その<u>価額</u>が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。 (普通財産の譲与又は減額譲渡) 第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価より低い<u>価額</u>で譲渡することができる。 (1)～(3) 略 (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄付を受けるため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄付を受けた財産の<u>価額</u>に相当する金額の範囲内において当該寄付者又はその相続人<u>その他の</u>包括承継人に譲渡するとき。 (普通財産の無償貸付又は減額貸付) 第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い<u>価額</u>で貸し付けることができる。 (1) 略

現 行 条 例	改 正 条 例
(2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の<u>貸付</u>を受けた者が、当該財産を使用目的に供しがたいと認めるとき。 第5条 略 (物品の譲与又は減額譲渡) 第6条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い<u>価格</u>で譲渡することができる。 (1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体<u>又は公共的団体</u>に物品を譲渡するとき。 (2) 略 (物品の無償貸付又は減額貸付) 第7条 物品は公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体<u>又は公共的団体</u>に無償又は時価よりも低い<u>価格</u>で貸し付けることができる。	(2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の<u>貸付け</u>を受けた者が、当該財産を使用目的に供しがたいと認めるとき。 第5条 略 (物品の譲与又は減額譲渡) 第6条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い<u>価額</u>で譲渡することができる。 (1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体<u>若しくは公共的団体又は私人</u>に物品を譲渡するとき。 (2) 略 (物品の無償貸付又は減額貸付) 第7条 物品は公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体<u>若しくは公共的団体又は私人</u>に無償又は時価よりも低い<u>価額</u>で貸し付けることができる。